

[シンポジウム]

信託法改正の論点

はじめに

能見善久

現在、法務省の法制審議会において信託法改正のための審議が行われている。大正11年に制定された信託法にとって初めての大幅な改正であり、また、これからの信託の発展方向を左右する重要な改正である。法制審議会の予定では、本年7月に要綱試案が公表され、パブリック・コメントに付されることになっている。その後、パブリック・コメントの意見を踏まえ、再び審議を続け、本年12月頃には審議を終了する予定である。そこで、本シンポジウムは、法制審議会でも議論されている重要論点および信託法改正の方向について紹介するとともに、様々な立場にある各報告者から、信託法改正のあるべき姿を議論してもらうことにした。各報告者は、それぞれの論点について共通の意見をもっているわけではない。意見が一致している点もあるが、幾つかの論点については異なる意見を持っている。しかし、このシンポジウムでは、報告者間の意見調整をすることなく、率直に異なる見解を述べてもらうことで、信託法改正の論点が浮き彫りになることを狙っている。

そして、より重要なことは、シンポジウムという形をとることで、皆が自由に学問的な立場から議論できることを狙っていることである。信託法改正について意見を述べるだけならば、パブリック・コメントでも可能であるが、その場合には、ある程度自分の属する団体や職業な

どの利害が反映する。自分の利害を考えて意見を述べること自体は悪いことではないが、このシンポジウムではできるだけ個人の立場で学問的な議論をお願いしたいと考えている。それこそが信託法学会で信託法改正をシンポジウムとして取り上げることの意味だと考えるからである。

本日の議論の仕方について1つお願いがある。本日の資料として、法務省のご厚意で法制審議会・信託法部会の資料を、利用させていただいているが、それは、信託法改正の議論がどのようになされているかの具体的なイメージをもってもらうためである。この信託法部会資料に書かれていることをいちいち俎上に乗せて議論しようというものではない。部会資料に対するご意見も歓迎するが、この部分はどう意味であるかとか、資料に対する批判等に対しては、直接お答えすることなく、その質問に含まれている基本的な問題点についてのみお答えするということがあることをお断りしておきたい。

*信託法学会当日は、「信託法部会資料」をもとに、報告あるいは議論をしたが、本誌にシンポジウムの記録を掲載するにあたっては、その後に公表された「信託法改正要綱試案」を資料として収録することにした。